

健保連 20-026

2020年6月1日

日本発条健康保険組合

日本発条健康保険組合 加入者の皆様へ

人間ドック・家族健診、特定保健指導に関するお知らせ(改訂 2)

日頃は当健保組合の保健事業にご協力いただき、ありがとうございます。

厚労省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各健診等における対応について」が発出されました。

各種健診・保健指導は各自治体において、地域における感染状況や感染拡大防止対策を踏まえて、実施方法や実施時期を判断し実施することとなりました。

人間ドック・家族健診等を受診される場合は、居住域の感染状況、各健診機関の感染対策等を確認してください。

参照ホームページ先／<https://www.nippatsu-kenpo.or.jp/health/h02.html>

※尚、被保険者の定期健診、レディース健診等は事業所の所轄となりますので、事業所(会社)にご確認ください。

以上